|  |
| --- |
| **不法侵入対策** |
|  |
|  |
| Riskmanagement Manual園内への導入ポイント1. 常日頃から保育園・こども園の責務は、

子どもの安全確保にあることを徹底する。・弱者である乳幼児を保育している場　所であることを自覚し、絶対に不審　者を入れないことを心がける。(例)セールスマンあるいは園長の客だと　勝手に判断した時点で不審者の侵入　を許したことになる。②訓練の実施・いろんな場面を想定して実施すること。・警察官、消防署などのアドバイスや　器具等を使う訓練も実施する。・１１０番や１１９番通報の訓練等③事故時の対応・保護者対応・マスコミ対応・記録・再発防止策④犯罪者の心理・光、音、目（外灯・パトライト・セ　ンサライト・ブザー・警報機・防犯　ステッカー等）に訴えると弱さを露　呈し、不審者への抑止力となり効果　的。⑤近隣住民への協力依頼・常日頃から近隣との人間関係構築に努める。・建物を要塞化するには限界があるの　で地域に親しまれる保育園を目指し　て協力を得ること。⑥警備会社と契約しておくのも有効。 |
|  |
| 事前準備　　　　　　Preparation | 建物等の把握 | 情報報告 | 訓練等 |
| ・保育園・こども園の出入り口等を限定し、その弱点も把握しておきましょう。（ど　うすれば克服できるか、職員は認識　しておく。）・職員は常時、施錠の確認や非常口等　の点検を怠らないようにしましょう。　モニター等も合わせて利用すれば効　果的です。・非常ベルを設置しましょう。（外部　から認知できるもの）・外部との境のフェンスは、内から外、外から内が見渡せるものが望ましいでし　ょう。・職員室は、入り口に近い方が良いで　す。（チェックしやすい）・登降時以外の施錠の状況等保護者に　周知をしておきましょう。 | ・入所児童の人間関係を把握し、職　員間で情報を共有しましょう。・保護者に送迎時間の徹底を図ると　ともに送迎者が変わるときは、事　前に連絡するよう周知しましょう。・常に地域を初め、警察や関係機関　との連携をとっておくことが必要　です。・京都府が発信している「防犯情報メール」等で情報を得ることも必要です。(携帯電話で可能)　＊登録方法は、　　anzen@k-anshin.pref.kyoto,jp に空メールを送信します。その後京都府から登録案内のメールが届きますので、その案内に沿ってください。 | ・不審者の侵入路、時間帯などあらゆ　る場面を想定して、訓練をしておきましょう。 ・必ず役割を決めて訓練をしましょう。・常日頃から、職員会議などで危機管　理意識の徹底を図り「何が一番大切　なのか」を共通認識することが大切　 です。・サスマタ、ネットランチャーなど器　 具を使った訓練もしておきましょう。　 （警察署に依頼する）・不審者が侵入してきたときの合図の　方法や警察署への通報のタイミング　 を決めておきましょう。・訓練時は非常ベルや火災報知機を実　際に鳴らしましょう。音に慣れていた方が落ち着いて行動できます。 |
|  |  |  |  |
| 緊急対応時Emargency | 初期対応 | 事件勃発 | 対抗処置 |
| ・不審者認知時は、速やかに１１０番　通報します。事件性がなくても通報 してかまいません。・初対面の人には、行動をつぶさに見　ながら慎重に要件を聞きましょう。・怪しいと思ったら、他の職員に不審　者が侵入したことを何らかの方法で　 すばやく知らせます。 | ・不審者の侵入が食い止められなか　った場合は、子どもの避難を最優　先にします。職員全員に事件の発　生が伝わるように手段を講じると　ともに、警察への通報、火災報知　機等で外部・地域に知らせます。　（隣近所からの通報が有効） | ・警察が来るまでは子どもの安全確保　に努めます。・訓練で培ったことを、職員の団結とチームプレーで実践します。・あらゆる手（サスマタ・ネットラン　チャー・ 消火器・イス等投げられる　物）を使って、子どもを守りきるこ　 とにつきます。 |
|  |  |  |  |
| 事後対応Strategy | 直後の対応 | 保護者への謝罪と説明責任 | 再発防止 |
| ・ケガ等、体に重大な損傷を負ってい　るときは、救急車の手配と同時に保　護者に緊急連絡を取ります。（状況　に応じて病院に連れて行く）・関係機関には、できるだけ速やかに　事故の概要を報告します。・マスコミの対応については、記者会見等々すぐには必要ではないので落ち着いてからで大丈夫です。ただし問い合わせ窓口は園長などの管理者に限定し他の職員は答えないことにします。 | ・すべての保護者に対して、事件の概　要や顛末について、職員の行動等も　含め詳細に説明します。・状況判断する中で、まず子どもを守　れなかったことについて、誠意を持　って謝罪しましょう。　・警察への事情聴取や実況見分等への　対応は、事前に協議して職員間で差　異のないよう、意思統一するととも　に園長以下最少人数で対応しましょ　う。 | ・事件の顛末や概要は、時間経過も含　め事実のみを正確に記録しておきま　しょう。・事故の原因追究と再発防止策につい　て、職員全員で協議し策定します。・保護者や京都市をはじめとする関係　機関に報告するとともに地域、学校、　警察等とも連携を強化し、再発防止　に努めましょう。・未遂であっても、不審者と断定でき　ない場合も、園の周りで知らない人　を見たら挨拶し行動を観察しそれを　記録しましょう。 |
|  |  |  | 　　　　　　　　　　　　　　　　 |
| 保育園・こども園及びその職員は、園児の安全確保と命を守ることが最大の責務である！ |
|  |

5-1　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　5-2